

松本合同庁舎環境衛生維持管理仕様書

この仕様書は、松本合同庁舎における衛生環境維持管理の概要を示すものであるから、仕様書に示されていない事項であっても、対象物件及び庁舎周辺の環境を常に安全かつ良好に維持するため必要と認められる作業又は測定等は、長野県松本地域振興局長（以下「委託者」という。）の指示に従って契約金の範囲内で実施するものとする。

1 空気環境測定

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行規則第3条の2の規定による空気環境の測定を行うものとする。

(1) 測定場所

別途指定する箇所

(2) 測定時期

年6回（2カ月に1回）

(3) 各箇所1日に2回測定し、結果を報告書にして速やかに提出すること。

2 汚水槽等の点検及び清掃

(1) 対象物件

物件	構造	容量	回数	数量	場所等
汚水槽	RC	12.60 m ³	年2回	1基	ドライエリア(東)
雑排水槽	RC	12.60 m ³	年2回	1基	B1F機械室(南)
	RC	12.60 m ³	年2回	1基	ドライエリア(中)

(2) 実施時期

委託者と協議し行うこと。

(3) 点検清掃方法

ア 水槽内の沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物質等について、水槽内清掃前に点検し、必要があれば試料を採取する。

イ 揚水ポンプを起動させ、貯留水を排出する。

ウ 水槽内を圧力水によって天井から次第に下部に向かって洗い流し、特にパイプ、機器等は注意して洗浄する。

- エ バキュームによって水槽内の残水及び汚泥を吸引する。
- オ 水槽内壁、パイプ、機器その他を点検する。
- カ 水槽に水を張り、液面制御装置及び揚水ポンプ等の機能を点検する。
- キ マンホール及びその蓋等は、水槽の清掃、水洗と同様に処理する。
- ク 清掃に使用した機器類を清水で拭掃又は洗浄して片付ける。また、水槽周辺を水洗いの上、水たまり等がないように洗浄する。
- ケ 雑排水槽内の洗浄は、ブラシ等を使用するか高圧ポンプを使用し、壁面フード弁、配管等の洗浄をし、床面の土砂等の除去を行うこと。
- コ 点検結果は、報告書にして速やかに提出すること。

(4) 留意事項

- ア 作業に入る前に、水槽内に脱臭剤を散布し、防臭に留意すること。
- イ 作業に当たっては、水槽内の換気に十分な注意を払い、そのために必要な能力、構造を有する換気扇を必ず使用し、室内の場合も同様とすること。
- ウ 安全を確保するため、水槽内の有毒ガスの有無を確認し、送風装置等を用いて事故防止に努めること。
- エ 作業に使用する電気器具は、電氣的に安全であるのは勿論、水に濡れても漏電等危険のないものを使用すること。

3 受水槽等の点検及び清掃

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行規則第3条の2の規定による受水槽等の清掃及び点検を行うものとする。

(1) 対象物件

物件	構造	容量	数量
受水槽	SUS	52.0 m ³	1基
補給水槽	SUS	3.0 m ³	1基

(2) 実施時期

年1回（委託者と協議し行うこと。）

(3) 監督者

受託者は、点検清掃作業現場には、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条に規定する建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を配置し、同法に適合した点検清掃の実施、点検清掃作業中における事故及び建物、器物の損壊の防止に努める等、指揮監督を行わせなければならない。

(4) 作業者

受託者は、点検清掃作業に際しては、作業者の健康状態に常に注意し、罹病中の者を就業させてはならない。また、清掃作業に必要な手袋、作業着、作業用具等は十分な消毒殺菌を行ったものでなければ使用してはならない。

(5) 点検清掃方法

ア 水槽内の沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物質等について、水槽内清掃前に点検し、必要があれば試料を採取する。

イ 揚水ポンプ、その他によって水槽内の残水を排水する。

ウ 天井、壁面、水槽内パイプ、機器等を用具、布等を用いて清掃する。その際、水槽内のライニング、塗装を傷つけてはならない。

エ 水槽内壁、パイプ、機器その他を点検する。

オ 水槽内を 50～100ppm の次亜塩素酸ナトリウム液で天井、壁面は 1 回、床面は 2 回、特にパイプ、機器その他細かい場所には注意して吹き付けて消毒する。使用した液は排水し、15 分間以上水槽内をそのままにしておく。

カ 15 分間以上経過した水槽内を圧力水によって天井から次第に下部に向かって洗い流し、特にパイプ、機器等は注意して洗浄する。

キ 前項オ、カの順序でもう 1 回繰り返す。

ク 前項キが終わって 30 分間放置する。その間及びその後は人が水槽内に入ることを禁ずる。

ケ 時間が経過した後、水槽に清水を満たし、満水後水槽内の水の残留塩素濃度を測定し、規定値以上であることを確認する。また、水槽の亀裂及び漏水を水槽内外の水面等により点検する。

コ 全て満足であることを確認して送水し、液面制御装置及び揚水ポンプ等の機能を点検する。

サ この水槽からの給水端末の蛇口を開き、十分放流した後、その蛇口における残留塩素濃度を測定し、規定値以上であることを確認する。

シ マンホール及びその蓋等は、水槽の清掃、消毒、水洗と同様に処理し、水槽の残留塩素濃度を測定後、直ちに密閉施錠する。

ス 清掃に使用した機器類を清水で拭掃又は洗浄して片付ける。また、水槽周辺を水洗いの上、水たまり等がないように洗浄する。

セ 点検結果は、報告書にして速やかに提出すること。

(5) 留意事項

ア 作業に当たっては、水槽内の換気に十分な注意を払い、そのために必要な能力、構造を

有する換気扇を必ず使用し、室内の場合も同様とする。

イ 作業に使用する電気器具は、電氣的に安全であるのは勿論、水に濡れても漏電等危険のないものを使用すること。

(6) その他

水道法第32条の2第2項に基づく簡易専用水道検査を受けるために必要な書類を整備すること。

4 ばい煙測定

大気汚染防止法施行規則第15条に基づき、ばいじん、硫黄酸化物及び窒素酸化物の測定を行うものとする。

(1) 対象設備

設 備	型 式	伝熱面積	燃焼量(能力)/h	数 量
直だき吸収式冷温水機	二重効用吸収冷温水機 CH-MG180 A 重油焚	20.5 m ²	55.6 ㊦	2 基
暖房温水機 (ボイラー)	昭和 NEOS ヒータ NEOS-S-2500HA	6.4 m ²	31.7 ㊦	1 基
給湯温水機 (ボイラー)	昭和 NEOS ヒータ NEOS-S-V1600HA	4.9 m ²	20.3 ㊦	1 基

(2) 測定時期

ア 吸収式冷温水発生機については、年2回(9月、2月)測定を行うものとする。

イ 暖房(給湯)温水機については、年1回(9月)測定を行うものとする。

ウ 測定日時は、あらかじめ委託者の承諾を受けるものとする。

(3) 測定結果は、報告書にして速やかに提出すること。

5 水質検査等

(1) 飲料水の水質検査

建築物の衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第3号に基づき、資料の採取及び検査を行うものとする。

ア 試料

(ア) 地階トイレの洗面台から採取した市水 1 検体

(イ) 地階B-1号倉庫の流し湯から採取した井水 1 検体

イ 検査項目及び検査時期

検 査 項 目	9 月		2 月	
	市水	井水	市水	井水
一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC))	○	○	○	○

の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度 以上 11 項目				
鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物 以上 5 項目	○	○	○	
シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド 以上 12 項目	○			

(2) 下水水質測定

下水道法施行規則第 15 条に基づき、試料の採取及び測定を行うものとする。

ア 試料

公共下水道に流入する直前のマンホールから採取した水 1 検体

イ 測定時期

年 4 回 (5 月、8 月、11 月、2 月)

(3) 排出水測定

水質汚濁防止法施行規則第 9 条に基づき、試料の採取及び測定を行うものとする。

ア 試料

(ア) 構内から北西側用水路へ排出される水 1 検体

(イ) 構内から奈良井川へ達している旧污水管へ排出される水 1 検体

イ 測定時期

年 1 回 (6 月又は 7 月のうち雨天の日に採取)

(4) レジオネラ属菌検査

レジオネラ症防止指針に基づき、試料の採取及び検査を行うものとする。

ア 試料

(ア) 屋上冷却塔から採取した冷却水 1 検体

(イ) 2 階調理実習室給湯口から採取した温水 1 検体

(ウ) 地階浴室給湯口から採取した温水 1 検体

イ 検査時期

年 1 回 (7 月又は 8 月のうち実施日を委託者と協議し行うこと。)

(5) 各検査・測定の結果は、報告書にして速やかに提出すること。

6 ねずみ・こん虫駆除

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行規則第 4 条の 5 の規定によるねずみ等の駆除を行うものとする。

(1) 実施時期

年2回（実施日を委託者と協議して行うこと。）

（2）作業終了後は、報告書にして速やかに提出すること。